

公開学習会のお知らせ(課題研究Ⅰ)

「コロナ禍」の教師の経験:量的調査と教師の語りから

日時: 2月28日(日) 13:00~15:00 Zoomにて実施。

内容:

東京大学教育学研究科が実施した「コロナ禍における教師の心理状態並びに実態認識に関する調査」に基づいて報告してもらい、コロナ下の実践の困難と役割認識について考えます。報告者は、調査の実際を担当した有井優太・岩堀翔太・影山奈々美・倪琳林・渡部裕哉(東京大学大学院教育学研究科学校教育高度化専攻教職開発コース)と浅井幸子(東京大学)を予定しています。

一斉休校やオンライン授業という経験が、学校や教師に何をもたらしたのかを検討します。

◆ 参加希望の方は、以下のメールにその旨ご連絡ください。

ZOOM の URL をお送りします。

jsste.kadai1@gmail.com

課題研究部会Ⅰについて

テーマ;学校教育の変容と教師

趣旨

質の高い優れた教師の育成は、教育政策においても、養成機関としての大学においても喫緊の課題であり、また、教師教育学会にとっては長年にわたる中核的なテーマである。

近年、アクティブ・ラーニング、<プログラミング学習>、<小学校英語>をはじめとして、消費者教育、金融教育、SDGsなど、次々に、新たな課題が示され、またそれが教職の要件として教員養成課程の内容として追加・反映されるに至っている。しかしながら、自明視された既存の枠組みのなかで、新たな事項を追加していきだけの施策は、教師・現場を疲弊させるばかりか、学校現場の状況に基づいて主体的で創造的な教育活動を構想する時間や態度をも奪うことにもつながっている。

既存の枠組み自体が、多様な事柄によって揺るがされている現在、何よりも、学校の在り方や教師の役割自体を問い直す必要があることに留意しなければならない。

例えばそこには以下のような課題がある。

第一に、既存の枠組みから排除された子供たちの存在を忘れてはならない。日本国憲法第26条には、教育を受ける権利が「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力 に応じ

て、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と記され、また、教育基本法第四条においても「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」と記されている。それにもかかわらず、外国にルーツを持つ子供たちや、被差別部落の子どもたち、また経済的に恵まれない家庭の子供たちが、実質的に進学をあきらめたり中退を余儀なくされるなど、不利な状況に置かれている。こうした排除に、学校や教師は何をしてきたのか何ができるのかを、改めて問うべきである。

第二に、近年、一条校規定を超えて、それに代替する教育機関の設立が促されていることにも注意を払う必要がある。すでに構造改革特区制度を利用した NPO や株式会社が学校を設立したり、佐賀県武雄市にみられるように学習塾と連携をした官「民」一体型の学校などの設立が相次いでおり、一条校が教育を独占する図式は揺らいでいる。こうした趨勢を、教育機会の拡大と肯定的にとらえるのか、教育機関が競争の中に巻き込まれ公教育の崩壊の前兆ととらえるのかは、注意深く検討する必要がある。

第三に、新型コロナウイルスによる感染症による前例のない一斉休校や、リモート授業の開発などで、学校に通うことの意味や、教師の仕事・役割についての再考が促されている。とりわけ、GIGA スクール構想にみるように「個別最適化した教育」は、ICT による個別学習を念頭に置いており、これがどのような形で推進されていくのかは予断を許さない。

上述したように、グローバル化、多文化共生、情報化等の社会の変容の中で、学校の在り方や役割そのものが問い直されている時代には、教師の役割や、教師に求められているものも大きく変わっている。教師の専門性とは何か、他の専門家やスタッフとの協働が養成される時代の教師固有の役割とは何か。そうした問いに対しては、こうした原則的な課題を考えることによってこそ可能であり、また、教師の育成への意味のある貢献もできるのではないだろうか。

迂遠ではあるが、教師教育学会の中心テーマに寄与するために、上述した課題を取り上げながら、意味のある〈迂遠〉を、企画し検討してみたいと思う。

(担当 油布佐和子)